

令和 7 年度第 2 回教育委員会定例会 議事日程及び議案等

令和 7 年 5 月 2 8 日（水）

1 6 時 0 0 分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和7年5月28日（水）16時00分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定（案）

定第13号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

定第14号議案 代決処分の承認を求める件

〔工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（桜島学校新築電気設備工事（2工区））について〕

定第15号議案 代決処分の承認を求める件

〔工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（桜島学校新築電気設備工事（1工区））について〕

報告事項(3) 市議会関係の審議等について

非公開予定（案）

定第16号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件

定第17号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件

定第18号議案 特別職の職員の給与に関する条例等一部改正に係る議案についての意見に関する件

定第19号議案 鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正に係る議案についての意見に関する件

定第20号議案 厨房機器購入に係る議案についての意見に関する件

定第21号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件（谷山中学校校舎27号棟長寿命化改良その他本体工事）

定第22号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件（星峯西小学校校舎1号棟長寿命化改良その他本体工事）

定第23号議案 損害賠償の額の決定及び和解に係る議案についての意見に関する件

定第24号議案 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

報告事項(1) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について

報告事項(2) 市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について

6 その他

7 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 28 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第 6 条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和7年4月21日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
(係 長 級) 児童生徒支援課 指導主事 生涯学習課 指導主事 少年自然の家 指導主事	 生涯学習課 指導主事 少年自然の家 指導主事 児童生徒支援課 指導主事	 伊 夙 吉 孝 安 田 祐 樹 川 貞 治

(令和7年5月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
(係 長 級) 総務課付 主査 学務課 主査 (一 般 職 員) 総務課 (一 般 職 員)【出向】 人事課付 (谷山支所市民課併任)	 総務課 主査 廃棄物指導課 主査 雇用推進課 学務課	 家 村 昇 吾 田 辺 里 奈 上 田 橋 輝 上 村 由 梨

定第 1 4 号議案

代決処分の承認を求める件

工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（桜島学校新築電気設備工事（2 工区））について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 8 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事請負契約締結に係る議案については、同意する。

（参 照）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

学 整 第 1 3 号

令和7年5月20日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(学校整備室扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（桜島学校新築電気設備工事（2工区））

学 整 第 1 3 - 2 号

令和 7 年 5 月 2 0 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 7 年 5 月 2 0 日付け学整委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（桜島学校新築電気設備工事（2 工区））



臨第4号議案

工事請負契約締結の件

桜島学校新築電気設備工事（2工区）につき、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年5月15日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 工 事 名 | 桜島学校新築電気設備工事（2工区） |
| 2 | 工 事 場 所 | 鹿児島市桜島横山町1722番地17 |
| 3 | 設 備 内 容 | 受変電設備、電灯設備等 |
| 4 | 契 約 金 額 | 302,500,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 明興・親栄特定建設工事共同企業体 |
| | | 代表者 鹿児島市小松原一丁目10番8号 |
| | | 株式会社 明興テクノス |

（提案理由）

桜島学校新築電気設備工事（2工区）請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

（参 照）

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

2 工事期間

着工の日から令和9年2月12日まで

3 入札状況（令和7年4月18日総合評価一般競争入札（制限付き））

入札者	入札書記載金額	評価点	評価値	摘要
川北電工・中外電工特定建設工事共同企業体	310,000,000 ^円	—	—	予定価格超過につき評価対象外
明興・親栄特定建設工事共同企業体	275,000,000	106.2	38.6182	落札

4 契約金額

契約金額は、落札者の入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

定第 15 号議案

代決処分の承認を求める件

工事請負契約締結に係る議案についての意見申出（桜島学校新築電気設備工事（1 工区））について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 28 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

工事請負契約締結に係る議案については、同意する。

（参 照）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

学 整 第 1 4 号

令和7年5月20日

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央

(学校整備室扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（桜島学校新築電気設備工事（1工区））

学 整 第 1 4 - 2 号

令和 7 年 5 月 2 0 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和 7 年 5 月 2 0 日付け教施第 1 4 号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 工事請負契約締結の件（桜島学校新築電気設備工事（1 工区））



臨第5号議案

工事請負契約締結の件

桜島学校新築電気設備工事（1工区）につき、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年5月15日

提 出

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 工 事 名 | 桜島学校新築電気設備工事（1工区） |
| 2 工 事 場 所 | 鹿児島市桜島横山町1722番地17 |
| 3 設 備 内 容 | 電灯設備、動力設備等 |
| 4 契 約 金 額 | 273,900,000円 |
| 5 契約の相手方 | 川北電工・中外電工特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 鹿児島市東開町4番地79 |
| | 株式会社 川北電工 |

（提案理由）

桜島学校新築電気設備工事（1工区）請負契約を締結するについて、議会の議決を求めるものである。

（参 照）

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

2 工事期間

着工の日から令和9年2月12日まで

3 入札状況（令和7年4月24日総合評価一般競争入札（制限付き））

入札者	入札書記載金額			評価点	評価値	摘要
	1回目	2回目	3回目			
川北電工・中外電工 特定建設工事 共同企業体	円 257,000,000	円 254,000,000	円 252,000,000	点 —	—	入札不調
明興・親栄 特定建設工事 共同企業体	辞退					〃

4 落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、契約の方法を随意契約に変更した。

議 案 説 明 資 料

R7-1臨

(学校整備室)

1	議案の件名	工事請負契約締結の件																							
2	提案理由	桜島学校新築電気設備工事2件の工事請負契約を締結するについて、議会の議決を求めたものである。																							
3	議案の概要	<table><tr><td>(1) 工事名</td><td>桜島学校新築電気設備工事(2工区)</td><td>桜島学校新築電気設備工事(1工区)</td></tr><tr><td>(2) 入札日</td><td>令和7年4月18日</td><td>令和7年4月24日</td></tr><tr><td>(3) 契約方法</td><td>総合評価一般競争入札(制限付き)</td><td>随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)</td></tr><tr><td>(4) 契約金額</td><td>302,500,000円</td><td>273,900,000円</td></tr><tr><td>(5) 契約の相手方</td><td>明興・親栄 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市小松原一丁目10番8号 株式会社 明興テクノス</td><td>川北電工・中外電工 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市東開町4番地79 株式会社 川北電工</td></tr><tr><td>(6) 工事期間</td><td colspan="2">着工の日から令和9年2月12日まで</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2">工事場所：桜島横山町1722番地17 構造等：学校(公民館・児童クラブ併設) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造 2階建 延床面積：10,428平方メートル</td></tr></table>			(1) 工事名	桜島学校新築電気設備工事(2工区)	桜島学校新築電気設備工事(1工区)	(2) 入札日	令和7年4月18日	令和7年4月24日	(3) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)	(4) 契約金額	302,500,000円	273,900,000円	(5) 契約の相手方	明興・親栄 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市小松原一丁目10番8号 株式会社 明興テクノス	川北電工・中外電工 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市東開町4番地79 株式会社 川北電工	(6) 工事期間	着工の日から令和9年2月12日まで		備 考	工事場所：桜島横山町1722番地17 構造等：学校(公民館・児童クラブ併設) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造 2階建 延床面積：10,428平方メートル	
(1) 工事名	桜島学校新築電気設備工事(2工区)	桜島学校新築電気設備工事(1工区)																							
(2) 入札日	令和7年4月18日	令和7年4月24日																							
(3) 契約方法	総合評価一般競争入札(制限付き)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)																							
(4) 契約金額	302,500,000円	273,900,000円																							
(5) 契約の相手方	明興・親栄 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市小松原一丁目10番8号 株式会社 明興テクノス	川北電工・中外電工 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿児島市東開町4番地79 株式会社 川北電工																							
(6) 工事期間	着工の日から令和9年2月12日まで																								
備 考	工事場所：桜島横山町1722番地17 構造等：学校(公民館・児童クラブ併設) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造 2階建 延床面積：10,428平方メートル																								
4	経緯等	1 経緯 桜島地域の学校統合に伴い、義務教育学校となる桜島学校を新設する。 2 スケジュール 令和4・5年度 基本・実施設計 令和7年 5月 着工(予定) 令和9年 2月 竣工(予定) 令和9年 4月 供用開始(予定)																							
5	その他	関係法令 鹿児島市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋) (議会の議決に付すべき契約) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格225,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。																							

市議会関係の審議等について

- ・令和７年第１回市議会臨時会

会期：５月１５日（木）

- 第３号議案 工事請負契約締結の件（桜島学校新築本体その他工事）
- 第４号議案 工事請負契約締結の件（桜島学校新築電気設備工事（２工区））
- 第５号議案 工事請負契約締結の件（桜島学校新築電気設備工事（１工区））
- 第６号議案 令和７年度鹿児島市一般会計補正予算（第１号）（教育委員会関係分）